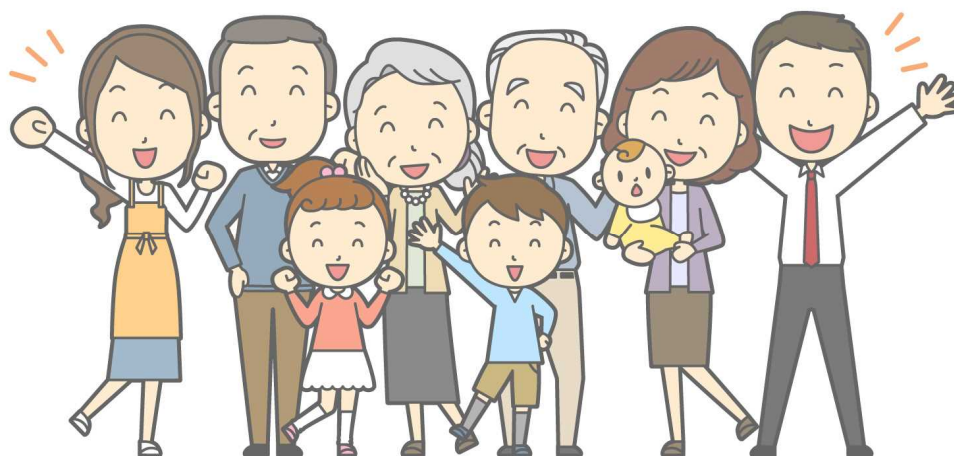


とくしま在宅育児応援クーポン 利用の手引き

【 藍 住 町 】



【お問合せ先】

〒771-1292

徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前 52 番地 1

藍住町役場 福祉課

電話番号：088-637-3114

ファクシミリ：088-637-3150

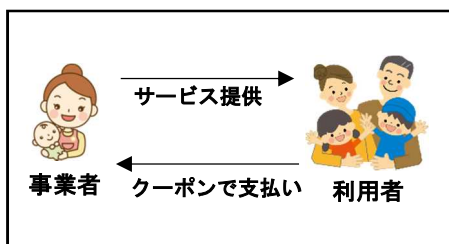
1 「とくしま在宅育児応援クーポン」対象サービス

在宅で育児をしている保護者を対象に、地域の様々な子育て支援サービスの利用料の支払いに使える「とくしま在宅育児応援クーポン」を交付しています。

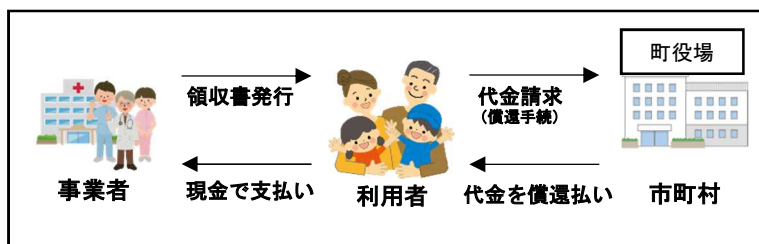
類型	子育て支援サービス	サービス提供事業者	連絡先等	支払方法
保育・育児支援	一時預かり事業	藍住町立中央保育所	☎088-692-3105	クーポン払い 又は償還払い
		藍住南ひまわり保育園	☎088-676-2210	
		認可保育園おひさま	☎088-693-9917	
	病児病後児保育事業	富本小児科内科	☎088-678-2111	クーポン払い
		北島こどもクリニック	☎088-697-2281 (8時~9時) ☎088-697-2221 (9時~)	クーポン払い 又は償還払い
		藤岡小児クリニック	☎088-622-0012	
		田山チャイルドクリニック	☎088-633-2055	
		愛育小児科	☎088-635-2299	
		えもとこどもクリニック	☎088-664-8580	
		ひなたクリニック	☎088-678-5461	
		末広ひなたクリニック	☎088-624-8660	
		伊勢内科小児科	☎080-6391-9523	
		徳島赤十字乳児院	☎0885-32-0555	
	助産師による支援 (乳房ケア・育児相談・骨盤ケア・ベビーマッサージなど)	一般社団法人徳島県助産師会※徳島県助産師会に登録している助産師によるサービス	徳島県助産師会のホームページ開業助産所一覧等をご参照ください。	
ファミリー・サポート・センター事業	板野東部ファミリーサポートセンター(提供会員)	☎088-693-3033	償還払い	
保健・医療	任意予防接種 (インフルエンザ、おたふくかぜ)	各医療機関	※任意予防接種、フッ化物塗布、母乳外来については、県外の医療機関で受けても、サービス内容を確認でき償還払いできる領収書等があれば対象です。	償還払い ※町内や県内の医療機関ではクーポン払いができる場合があります。各病院でお問い合わせください。
	予防歯科診療 (健診・フッ化物塗布・仕上げ磨き指導など。保険診療により実施された場合を除く。)	各歯科医療機関		
	母乳外来 (保険診療により実施された場合を除く。)	各医療機関		償還払い
	産後ケア事業 (自己負担金分、自費利用分が対象)	藍住町子育て世代包括支援センター「りぼん」が産後ケア事業を委託している委託先	藍住町子育て世代包括支援センター「りぼん」 ☎088-692-0805	償還払い
その他	親子イベントの実費負担部分(町内の地域子育て支援拠点等で実施されるもの)※対象イベントはサービス提供事業者にご確認ください。	藍住ひまわり保育園 あいずみ保育園 板野東部ファミリーサポートセンター 藍住町総合文化ホール	☎088-641-3045 ☎088-692-0234 ☎088-693-3033 ☎088-637-3344	クーポン払い
	とくしま動物園入園料 ※年間パスポートは対象外です。	とくしま動物園	※動物園では、業務の都合上、領収書の発行及び追加記載ができません。料金のわかるチケットに保護者名・お子さんの氏名を記載し、記載内容を確認してもらってください。	償還払い

2 「とくしま在宅育児応援クーポン」の仕組み

クーポン払いの場合



償還払いの場合（医療機関など）



■クーポンは、藍住町に登録したサービス提供事業者に対して使用できます。サービス内容や利用料金等、ご利用の場合は各事業者に事前にお問い合わせください。

■クーポンは、現金の代わりに利用できますが、医療機関等の一部事業者は、利用できないことがあります。その場合は一度現金で支払っていただき、手続が必要です。詳しいことは、6ページ・7ページをご覧ください。

■クーポンは切り離さずに冊子のままご利用ください。

■クーポンでお支払いの場合、つり銭の受取りはできません。ご利用方法は4ページをご覧ください。

■クーポンは現金との引換、貸与、交換、売買はできません。不正行為を行った場合、法律で罰せられる場合があります。

■交付対象のお子さんの対象サービスのみ使用できます。

兄弟や付き添いの祖父母などの料金には使えませんのでご注意ください。



とくしま在宅育児応援クーポン登録事業者ステッカー

☆藍住町外に引っ越した時は？☆

有効期間内でもクーポンは利用できません。

ただし、引っ越し先が徳島県内の市町村で「とくしま在宅育児応援クーポン事業」を実施している場合は、残券を転出先市町村のクーポンに交換できます。

詳しくは引っ越し先の市町村窓口へお問い合わせください。

3 「とくしま在宅育児応援クーポン」の利用の流れ








(1) 現物（クーポン）払いの場合

Step1 利用するサービスを選ぶ

本冊子2ページ又は町のホームページに掲載。
登録のない事業者は、クーポンを利用できません。

Step2 サービス内容を登録事業者を確認して利用

サービスの利用前に、必ず内容・利用方法・料金などをご確認ください。
500円未満の金額の支払いには使用できませんので、ご注意ください。

<p>例1：1,000円の料金をクーポンで支払い</p>  <p>クーポン2枚で支払い</p> <p>クーポン2枚 (1,000円分)</p>	<p>例2：480円の料金をクーポンで支払い</p>  <p>料金が500円未満のため、 クーポンは使用できません。</p>
<p>例3：1,200円の料金をクーポンで支払い</p>   <p>クーポン2枚 (1,000円分)</p> <p>+</p>  <p>現金 200円</p> <p>クーポン2枚 (1,000円分) と 現金 200円で支払い</p> <hr/>   <p>利用料金を超える額のクーポンは使用できません。 端数は必ず現金でお支払いください。</p> <p>クーポン3枚 (1,500円分)</p>	

Step3 本人確認書類（母子健康手帳）の提示

クーポンでの支払いには、本人確認が必要となります。
原則として、母子健康手帳で交付対象のお子さんであるかを確認するので
サービス利用時には母子健康手帳を持参してください。

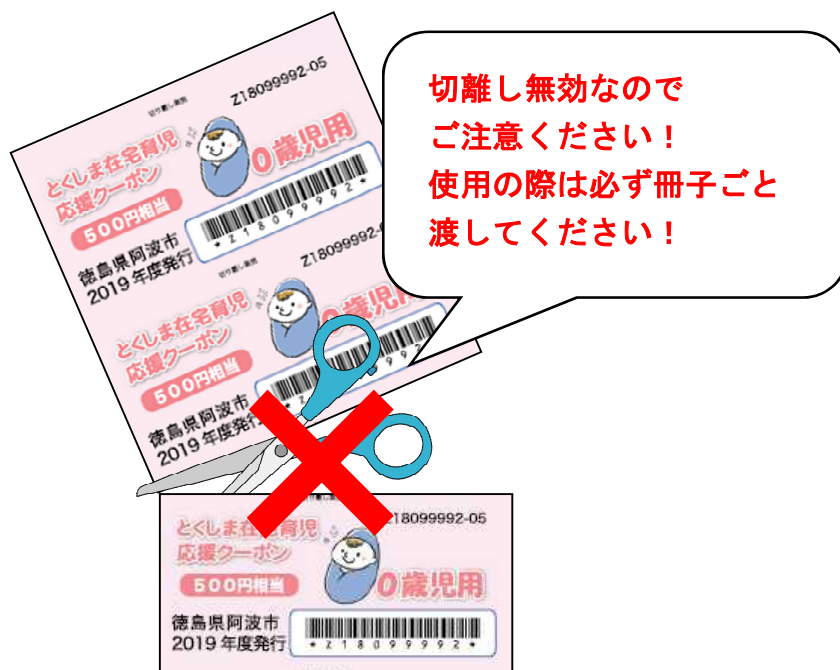
※ 母子健康手帳で本人確認ができない場合は、
クーポンの利用ができない場合がありますので
あらかじめご了承ください。



※事業者は母子健康手帳のお名前と
表紙の「氏名」欄を確認します

Step4 クーポンでの支払い

クーポンは冊子ごと事業者にお渡しください。
事業者の側で確認の上、必要枚数だけ切り離します。



※医療機関で任意予防接種・予防歯科診療・母乳外来・産後ケア事業を受ける場合

医療機関における任意予防接種と予防歯科診療で償還払いする場合と母乳外来・産後ケア事業については受付でクーポン利用を申し出る必要はありません。

また、①支払者氏名（親）以外の必要事項が記載されていれば受付で交付される通常の領収書で償還払いを受けられます。



(※インフルエンザ等の任意予防接種は医師と相談していただきリスク等をよく理解した上で、自己責任で接種してください。)

Step2 払い戻しの手続き

福祉課で、「とくしま在宅育児応援クーポン助成金請求書」をお渡ししますので申請に必要な事項を記入の上、手続きを行ってください。

【申請に必要な物】

- ・事業者の発行した領収書（原本）
- ・とくしま在宅育児応援クーポン（切離し無効）
- ・母子健康手帳
- ・認印
- ・通帳又はキャッシュカード



藍住町福祉課

電話番号：088-637-3114

受付時間：8：30～17：15
月～金曜日（祝日を除く）

※提出いただいた領収書の原本は返却できませんのでご注意ください。

Step3 サービス利用料金の振込み

請求書の内容を確認の上、償還払い分を手続きいただいた月の翌月末に、指定口座へ振り込みます。

【注意事項】

償還払い請求は、クーポン有効期間終了日から原則30日以内に行ってください。

償還払いによる払い戻しは、同じサービスを同じ事業所で利用した場合の利用料を合算してクーポン枚数に引き換えて請求することができます。（例えば、ファミリー・サポート・センター事業1時間利用料700円を5回分まとめて請求すると700円×5回＝3,500円で、クーポン7枚と引き換え、3,500円払い戻しとなります。）

4 こんなときは？（とくしま在宅育児応援クーポンQ&A）

Q. ミルクやおむつの購入に使えますか？

A. 物品購入には利用できません。予防歯科診療時の歯ブラシ購入費や病児保育事業時のおむつ代も対象外となります。

Q. クーポンの券面に500円と記載されていますが、500円未満の支払いにも使えますか？

A. クーポンの額面未満の金額のお支払いには利用できません。現金でお支払いください。



Q. 家族の誰でも使えますか？

A. クーポンの表紙に名前を記載されている交付対象のお子さんと父母(または養父母)が利用できます。任意予防接種と予防歯科診療は、交付対象のお子さんのみ対象です。

Q. 一時的に子どもを祖父母に預かってもらっていますが、祖父母宅の家事援助をクーポンで利用できますか？

A. クーポン交付対象のお子さんの父母(または養父母)が利用対象者になるため、祖父母が利用した家事援助についてはクーポンを利用できません。

Q. 上の子の用事で、下の子は一時保育(一時預かり)を利用しようと思います。下の子のクーポンは残り少ないので、上の子のクーポンを使ってもいいですか？

A. クーポンは、表紙に記名されている交付対象のお子さんにかかる対象サービスのみ利用できます。兄弟姉妹のクーポンは利用できません。

Q. 県外の病院で予防接種を受けたのですが、クーポンは使えますか？

A. 藍住町でクーポン対象サービスにしている任意予防接種や保険診療外の予防歯科診療と母乳外来については、県外の医療機関におけるサービスも、償還払いの対象になります。

Q. 有効期間前に受けた予防接種は、償還払いできますか？

A. 有効期間内に受けた対象サービスのみが対象ですので、有効期間前に受けた予防接種は、償還払い対象外となります。

Q. クーポンを紛失してしまいました。再発行できますか？

A. 再発行できません。やむを得ない理由により汚損や破損した場合で、交付されているクーポン券の現物があれば交換できます。

Q. クーポン交付後に保育所に入所することになりました。在宅育児応援クーポンなので保育所に入所後は、残っているクーポンは利用できませんか？

A. 交付後に保育所に入所されたとしても、有効期間内で引き続きクーポンを利用できます。